

## 第十三号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十二の二の項及び三十二の三の項中「附則第二条から第四条まで及び第六条」を「附則第六条」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

薬事法の一部改正による医薬品の一般販売業の廃止等に係る経過措置が終了したこと等に伴い、当該経過措置に基づく事務に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。